三の二　第一条第二号リに規定する情報の開示は、撤去計画が電気信号用の伝送路設備から光信号用の伝送路設備への移行に伴うものである場合には、撤去を開始する四年前までに行うものとする。ただし、当該移行の円滑な実施（他事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。）が確保される場合及び天災その他やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。 ［四・五　略］	［新設］ ［四・五　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○厚生労働省告示第三十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第二項、第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部を改正する告示

（クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格の一部改正）

第一条　クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和四十七年労働省告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（絶縁効力等） **第五条**　電気式の過負荷防止装置は、前四条に定めるところによるほか、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。 一　接点、端子、巻線その他電気を通ずる部分とその外被との間の絶縁部分は、絶縁効力についての試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める耐電圧試験の基準に適合するものであること。 二　動力回路を直接しや断するものにあつては、接点、端子、巻線その他電気を通ずる部分は、温度についての試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める温度試験の基準に適合するものであること。	（絶縁効力等） **第五条**　電気式の過負荷防止装置は、前四条に定めるところによるほか、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。 一　接点、端子、巻線その他電気を通ずる部分とその外被との間の絶縁部分は、絶縁効力についての試験において、日本工業規格C八三二五―一九六三（交流電磁開閉器）の絶縁抵抗試験及び耐電圧試験の項に定める基準に適合するものであること。 二　動力回路を直接しや断するものにあつては、接点、端子、巻線その他電気を通ずる部分は、温度についての試験において、日本工業規格C八三二五―一九六三（交流電磁開閉器）の温度試験の項に定める基準に適合するものであること。

（エレベーター構造規格の一部改正）

第二条　エレベーター構造規格（平成五年労働省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（材料） **第一条**　（略） 一　（略） 二～七　（削る） 2～4　（略）	（材料） **第一条**　（略） 一　（略） 二　日本工業規格G三一〇四（リベット用丸鋼） 三～八　（略） 2～4　（略）